

# 保健室より

## ★保健室ってどんなところ？

保健室は、お子さまが健やかに楽しく学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や発育測定をおこなったり、けがをしたときや体の具合がよくないときに、応急手当や保健指導をおこなったりしています。また、困ったことや心配なことを相談できるところです。保健室を担当する教員を養護教諭といいます。

## ★健康診断

学校保健安全法に基づいて、4月から6月におこなわれます。ただし、検査機関等の関係する検診は日程が若干ずれることがあります。主な目的は下記の通りです。

- ① からだが健やかに発育・成長しているかを知るため
  - ② 疾病の早期発見、場合によっては学校生活について、配慮することなどをお子さまや保護者の方々と学校とが一緒に考えていきます。
  - ③ 健康の大切さを知り、自分や他の人の健康を守る力を育てるため。
- ・ 各検診が済み次第、なるべく早く通知を出すようにしていますが、検査機関委託の項目は結果が届くまでに日数を要します。
  - ・ 疾病などが疑わしい場合のみ、「受診勧告書」などの用紙でその都度お知らせします。できるだけ早く医療機関を受診して下さい。受診後は医療機関にて、「受診勧告書」の用紙に結果を記入いただき、報告書として学校にご提出ください。
  - ・ 検診結果が「異常なし」の場合は、特にお知らせはしていません。検診終了後、3週間以内にお手元に通知がなければ「異常なし」とお考えください。最終の検診結果は担任の先生より配られる、「健康カード」でご確認ください。
  - ・ 学校でおこなわれる健康診断は集団検診のため、「スクリーニング検査」といって、疑わしいと思われるものについては全てチェックするかたちになります。チェックを受けた場合には「受診勧告書」をお渡ししますが、病院での受診結果が「異常なし」ということもあるかと思います。ご了承ください。
  - ・ 健康診断に伴い、多くの問診票などの書類を持ち帰ります。記入もれのないようにして期日までにご提出ください。
  - ・ 検査の日程・注意事項などは「保健だより」や「保護者様宛のプリント」などでお知らせいたします。配布されたプリントを、かならずお子さまとご一緒に目を通してくださいますようお願いいたします。



◆定期健康診断の実施項目および該当学年（◎ほぼ全員に実施されるもの    ○一部該当者）

| 健康診断項目       |    | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 備考                                         |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|--------------------------------------------|
| 発育測定         | 身長 | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | 9月・1月も実施                                   |
|              | 体重 | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |                                            |
| 視力検査         |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |                                            |
| 聴力検査         |    | ◎  | ◎  | ◎  |    | ◎  |    |                                            |
| 内科検診         |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |                                            |
| 結核検診         |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | アンケートより                                    |
| 眼科検診         |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |                                            |
| 耳鼻咽喉科検診      |    | ◎  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | 小2～6年はアンケートより                              |
| 歯科検診         |    | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |                                            |
| 尿検査          | 1次 | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | 1次検査で陽性項目があった人は、2次の結果に関わらず、秋にもう一度尿検査があります。 |
|              | 2次 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |                                            |
| 食後尿糖検査       |    |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  |                                            |
| 色覚検査         |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | 希望者のみ（主に小2）                                |
| 小一心電図検診      |    | ◎  |    |    |    |    |    |                                            |
| 心臓精密検診       |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | 経過観察者および内科検診等で必要な場合                        |
| 脊柱側弯症検診（MRI） |    |    |    |    |    | ◎  |    |                                            |

＊ 学校保健安全法施行規則の一部改正にともない、年度途中でも検査内容等が変更される場合があります。

★ケガや体の具合がよくないときは？

☆ケガをしたとき

学校で起きたケガについては、保健室で観察や応急手当をおこない、下のように対応します。

- ① その後の経過を観察（状態により、学校または家庭で）。
- ② 医療機関の受診を要すると判断されるものは、速やかに保護者に連絡をとり相談・受診。  
急を要しない症状のケガの場合で、ご家庭のかかりつけ医が休診の際は、ご家庭と相談して、診療時間にご家庭より受診していただく場合もあります。

＊保健室では、その日学校で起きたケガに対する応急手当をおこないます。医療機関と異なり、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

#### ☆体の具合がよくないとき

- ① 教室での授業が可能であると認められる場合は、教室に戻り、担任が経過を観察します。
- ② 教室での授業を受けられないと判断した場合は、しばらく保健室で休養し、経過を観察します。

その後も状態がよくなる場合は、保護者の方に連絡をとり早退してもらいます。（体調や安全面などを考え、原則として迎えに来ていただきます。）

＊保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。したがって、病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご了承ください。

＊保健室での休養は原則として 1 時間を目安としています。それ以上も休養する必要がある場合は、ご家庭でゆっくり休養するか、もしくは主治医の先生に見ていただいた方が良いと思われます。また、保健室のベッド数にも限りがあるため、他の子ども達の事も考えてこのようなシステムになっています。趣旨をご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

#### ★緊急連絡カード

- ・ 緊急連絡カードは主に、緊急時の保護者の方々への連絡、学校から医療機関を受診する際に利用します。保護者の方の緊急連絡先、かかりつけの医療機関やアレルギーの有無、禁忌の薬はないかなど、記入もれ等のないようにお願いいたします。
- ・ プライバシー保護のため、学校で厳重に保管し、年度末もしくは年度当初にご家庭にお返しします。その際、新規の用紙に記入していただく場合と、前年度の用紙を継続して使用し変更点のみを記入していただく場合があります。
- ・ 年度途中でも自宅や緊急連絡先の電話番号が変わられた場合は、速やかにお知らせください。外出される場合でも、できるかぎり連絡が取れる方法を、お子さまに知らせておいてください。ご協力よろしくお願いいたします。

#### ★災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

- ・ 万が一、学校管理下でお子さまが医療費のかかるケガなどの災害に遭われた場合に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度があります。高槻市では全ての児童生徒がセンターへ加入することを原則としており、加入にかかる掛け金は、高槻市が一部負担しています。
- ・ 「学校管理下」とは、登校してから下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・林間・修学旅行などの行事、クラブ・特活などの教育活動も含まれます。学童や一旦帰宅後、放課後に学校に遊びに来ている際のケガなどは対象となりません。
- ・ 学校管理下でのケガで医療費がかかった場合、給付金が支給されます。ただし、一定額以下の場合には給付対象外となることもあります。詳しくは申請の際にお渡しする用紙をご参照ください。なお、手続きの関係上、給付には申請より 3～4 ヶ月ほどかかりますので、ご了承ください。

- ・ 学校管理下でのケガなどで、ご家庭より医療機関に受診された場合は、翌日連絡帳などで担任までお知らせください。

## ★欠席と連絡方法

病気やご家庭の都合で学校を欠席される時や、遅れて登校される時には、必ず学校へご連絡ください。連絡は、連絡帳あるいは電話でお知らせください。

### ☆出席停止について

学校感染症と医師から診断された場合には、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。医師の許可が出たら登校可能になります。登校の際は、必ず医師から出される「登校許可証」を学校の方へご提出ください。また登校許可証は出ていなくても、医師から口頭で出席停止といわれた場合も、お知らせください。

### ☆臨時休業（学級・学年・学校閉鎖）になったとき

インフルエンザなど学校感染症が学級や学年で蔓延していると判断される人数に達した場合、学級閉鎖や学年閉鎖などの措置をとる場合があります。その際は即座に保護者の皆様に連絡し、翌日より休業となります。休業日数等は蔓延の状況で判断されますのでご了承ください。また、閉鎖中は出席停止となり、欠席扱いにはなりません。

### ☆親族の忌引

親族等の葬儀による欠席の場合は、「忌引き」扱いになります。

## ◆学校において予防すべき感染症一覧

|     | 疾患名                                                                                                    | 登校許可証<br>発行の必要性 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア<br>インフルエンザ H5N1（鳥インフルエンザ）、重症急性呼吸器症候群（SARS） | 要発行             |
| 第二種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく）、風しん（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、髄膜炎菌性髄膜炎、結核     | 要発行             |
| 第三種 | 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ<br>細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス                                                   | 要発行             |
| その他 | 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症                                                                      | 要発行             |
|     | 感染性胃腸炎、手足口病、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性紅斑（りんご病）                                                                    | 医師の判断           |

★新型コロナ感染症対応につきましては、随時別紙で説明させていただきますのでご確認ください。